

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 基本測量の終了……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 公共測量の実施（二件）……………（同）…一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 建築士法に基づく指定事務所登録機関の変更届出……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…二
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…二
- 都営住宅の廃止……………（同）…二
- ……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…二
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）…二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…七
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…八
- 都営住宅の駐車場の廃止……………（同）…九
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…九
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…九
- 建築基準法による意見の聴取……………（同）…九
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…九
- 保安林の指定施設要件の変更予定……………（同）…九
- ……………（産業労働局農林水産部森林課）…一〇

公告

- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…二
- 二級河川渋谷川の指定の変更……………（建設局河川部指導調整課）…三
- 港湾施設の供用廃止……………（港湾局港湾経営部経営課）…三
- 港湾施設の供用再開……………（同）…三
- 公有水面埋立ての免許……………（港湾局離島港湾部管理課）…三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）…四
- 採石業務管理者試験の実施……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…四

告示

●東京都告示第千三百二十四号
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（離島の基準点設置）
- 三 測量の区域 神津島村及び御蔵島村各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月二十五日から同年七月三十一日まで

●東京都告示第千三百二十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量（水準点測量）
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十六日から平成二十八年三月二十二日まで

●東京都告示第千三百二十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）
- 三 測量の区域 豊島区東池袋四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月十二日から平成二十八年一月二十九日まで

●東京都告示第千三百二十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八

<p>条第一項の規定に基づき京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。</p> <p>平成二十七年八月三十一日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 組合の名称 京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間 平成二十二年七月十六日から平成二十九年三月三十一日まで</p> <p>三 施行地区 墨田区京島一丁目地内</p> <p>四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 墨田区京島一丁目七番八号 平成二十二年七月十六日</p> <p>五 変更の内容 事務所の所在地を墨田区京島二丁目九番六号に変更する。</p> <p>六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日</p>	<p>平成二十七年八月三十一日</p> <p>●東京都告示第千三百二十八号</p> <p>建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条の三第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定に基づき、指定事務所登録機関から住所及び事務所登録等事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のように告示する。</p> <p>平成二十七年八月三十一日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 指定事務所登録機関の名称及び変更後の住所 一般社団法人東京都建築士事務所協会 新宿区新宿五丁目十七番十七号渡菱ビル三階</p> <p>二 事務所登録等事務を行う事務所の変更後の所在地 新宿区新宿五丁目十七番十七号渡菱ビル三階</p> <p>三 変更の年月日 平成二十七年八月三十一日</p> <p>●東京都告示第千三百二十九号</p> <p>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条</p>	<p>第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年八月三十一日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日 港区白金二丁目十三番一並びに十四番一及び四百八十七番の各一部、四百八十八番、四百八十九番一及び同番二 平成二十七年八月十日</p> <p>二 認定計画書の縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)</p> <p>●東京都告示第千三百三十号</p> <p>次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十七年八月三十一日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>名称 清瀬野塩アパート (9号棟)</p> <p>位置 清瀬市野塩二丁目三百八十七番地</p> <p>構造及び規模 中層耐火 四八・四平方メートル</p> <p>戸数 一戸</p> <p>●東京都告示第千三百三十一号</p> <p>東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の</p>	<p>ように変更し、平成二十七年九月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十七年八月三十一日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	46,600
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート (2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	64,900
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート (2号棟)	港区港南4-5	42.2	1	40,200	86,900
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート (2号6号棟)	港区赤坂5-5	51.2	1	50,700	151,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (5号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (2号1号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (2号2号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2	41.0	1	35,100	77,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (3号3号棟)	新宿区戸山2	40.1	2	34,300	75,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (4号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,900	66,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (3号5号棟)	新宿区戸山2	40.1	2	34,600	77,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (1号1号棟)	新宿区戸山2	40.3	1	35,500	74,600
一般都営	中層耐火	弁天町第2アパート (1号棟)	新宿区弁天町163	39.0	1	32,200	69,300
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート (1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	33,400	64,700
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート (1号5号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,300	61,400
一般都営	高層耐火	台東小島アパート (2号棟)	台東区小島1-5	40.2	1	31,200	36,400
一般都営	中層耐火	第2寺島アパート (1号棟)	墨田区堤通1-18	34.3	1	22,400	42,600
一般都営	中層耐火	第2寺島アパート (2号棟)	墨田区堤通1-18	34.3	1	22,400	43,000
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	69,100
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	2	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,700	72,500
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート (1号1号棟)	江東区豊洲4-5	39.0	1	30,900	48,900
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (1号0号棟)	江東区南砂3-11	37.0	1	28,700	52,500
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート (5号棟)	江東区南砂3-11	36.7	1	28,800	51,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (6号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,200	40,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (1号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	28,000	44,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目第3アパート (7号棟)	江東区亀戸7-42	61.7	1	55,900	100,000
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート (1号棟)	江東区亀戸6-54	32.6	1	25,800	38,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (1号7号棟)	江東区辰巳1-3	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (2号6号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (2号7号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (3号0号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (3号3号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (4号0号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (7号1号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (8号5号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート (1号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	26,400	32,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (1号3号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	43,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	31,200	39,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	46,100
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	2	42,600	73,400
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート (1号3号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	47,300	70,100
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート (2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	43,600	70,600
一般都営	高層耐火	豊洲五丁目アパート (5号棟)	江東区豊洲5-3	61.5	1	54,300	107,700
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	77,200
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (1号1号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	33,100	47,100
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	2	52,400	93,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (6号0号棟)	品川区八潮5-10	59.6	1	52,600	95,100
一般都営	中層耐火	東六郷一丁目アパート (1号1号棟)	大田区東六郷1-14	36.7	3	28,800	52,300
一般都営	中層耐火	南蒲田一丁目アパート (1号2号棟)	大田区南蒲田1-17	39.0	1	31,900	56,000
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート (2号棟)	大田区羽田5-12	32.6	1	25,400	40,100
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (1号5号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	37,800
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	1	33,700	48,500
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	48,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	1	50,200	87,100
一般都営	中層耐火	南島山六丁目アパート (1号棟)	世田谷区南島山16-32	55.9	1	47,700	96,400
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (1号4号棟)	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	33,000	74,700
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (3号6号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	74,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,900	81,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	78,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	78,300

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(10号棟)	杉並区方南2-6	42.3	1	32,500	65,900
一般都営	中層耐火	高円寺北一丁目アパート(8号棟)	杉並区高円寺北1-26	42.4	1	33,400	71,600
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート(2号棟)	杉並区高井戸東1-14	39.0	1	29,000	64,300
一般都営	中層耐火	池袋本町三丁目アパート(1号棟)	豊島区池袋本町3-9	39.0	1	32,100	59,600
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,600	37,100
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,400	51,600
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(3号棟)	北区浮間2-26	59.6	1	49,200	89,700
一般都営	中層耐火	上十条アパート(5号棟)	北区上十条1-7	34.8	1	26,300	46,900
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(2号棟)	北区王子本町3-8	33.4	1	25,700	47,400
一般都営	中層耐火	田端新町一丁目アパート(2号棟)	北区田端新町1-16	33.4	1	26,200	44,500
一般都営	中層耐火	田端新町一丁目アパート(7号棟)	北区田端新町1-17	35.5	1	27,300	45,600
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(2号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,800	45,200
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(2号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,400	45,200
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(11号棟)	北区浮間3-4	33.4	2	25,600	44,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(8号棟)	北区滝野川3-68	39.0	1	30,700	49,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,700	62,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,700	62,300
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート(2号棟)	北区赤羽南2-7	33.4	1	25,800	42,000
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,800	41,100
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	2	27,100	41,100
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	5	31,900	47,800
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(1号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,900	32,900
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,100	42,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,200	40,600
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,600	38,900
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,700	37,500
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(13号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	1	29,000	40,400
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート(2号棟)	板橋区本町8-2	36.4	1	27,000	53,400
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-6	55.9	1	43,800	76,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	2	39,500	71,000
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,500	71,000

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート(5号棟)	練馬区春日町5-30	42.3	1	33,000	65,200
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(2号棟)	練馬区春日町5-29	51.2	1	40,000	75,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町4-14	55.9	1	43,800	83,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町3-27	55.9	1	44,000	86,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(17号棟)	練馬区北町6-17	55.9	1	43,800	85,600
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(8号棟)	練馬区北町6-8	47.5	1	37,200	72,700
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(4号棟)	練馬区北町8-30	55.9	1	44,600	86,700
一般都営	中層耐火	貫井四丁目アパート(1号棟)	練馬区貫井4-36	55.9	1	44,300	86,500
一般都営	中層耐火	上石神井アパート(11号棟)	練馬区石神井台4-5	55.9	1	44,500	88,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,600	48,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(28号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(37号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	27,000	54,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(39号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	27,000	54,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(43号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	27,000	54,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(47号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	48,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(48号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	48,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(22号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	47,700
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,600	94,600
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,600	94,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	100,600
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(4号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,900	74,600
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	2	24,100	38,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(14号棟)	足立区西保木間3-15	51.0	1	36,800	56,900
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(5号棟)	足立区保木間1-36	41.6	1	29,600	47,500
一般都営	中層耐火	上沼田第2アパート(1号棟)	足立区江北3-48	37.0	1	24,400	35,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(8号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(3号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(12号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(12号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	2	25,700	43,900

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート (16号棟)		足立区西保木間4-5	37.9	1	26,300	42,900
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (1号棟)		足立区江北7-12	35.7	1	24,500	39,400
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (2号棟)		足立区千住元町34	37.9	1	26,800	36,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (3号棟)		足立区千住元町34	33.6	1	23,800	33,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (5号棟)		足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	40,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (6号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,500	39,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (13号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,500	39,600
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (15号棟)		足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	38,200
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート (8号棟)		足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,400	38,200
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (13号棟)		足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (14号棟)		足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (3号棟)		足立区花畑8-3	41.7	1	28,600	42,500
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (11号棟)		足立区花畑8-4	42.0	1	28,500	44,300
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート (2号棟)		足立区花畑2-11	39.0	1	26,800	43,500
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (2号棟)		足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	46,700
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (4号棟)		足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	46,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (3号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (8号棟)		足立区舎人6-11	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (10号棟)		足立区舎人6-10	42.3	2	29,900	45,700
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (14号棟)		足立区舎人6-14	43.6	1	30,800	49,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (16号棟)		足立区舎人6-9	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート (6号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	40,400	71,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (3号棟)		足立区加賀2-31	55.9	1	40,400	71,400
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート (3号棟)		足立区入谷8-16	55.9	1	40,100	70,700
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート (3号棟)		葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,500	63,500
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート (2号棟)		葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	82,500
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート (13号棟)		葛飾区亀有4-31	51.0	1	37,700	69,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	51.2	2	38,900	66,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	70,800
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート (3号棟)		葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,400	79,100
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート		江戸川区中葛西4-9	51.2	1	40,000	69,400

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート (1号棟)		江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,100	68,200
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (1号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	82,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-3号棟)		八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	50,000
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (5.4号棟)		立川市富士見町6	52.4	1	28,900	54,400
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート (8号棟)		武蔵野市境5-32	62.1	1	48,200	97,400
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町五丁目アパート (23号棟)		武蔵野市吉祥寺北町5-6	51.0	1	38,300	78,600
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート (16号棟)		武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,600	87,700
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (1号棟)		三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,900	76,700
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート (8号棟)		三鷹市上連雀6-16	63.2	1	48,800	103,200
一般都営	中層耐火	三鷹大沢四丁目アパート (25号棟)		三鷹市大沢4-20	55.9	1	40,800	77,600
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート (27号棟)		三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,700	46,900
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート (1号棟)		三鷹市中原4-17	42.3	1	30,000	52,700
一般都営	中層耐火	府中朝日町二丁目アパート (9号棟)		府中市朝日町2-3	55.8	1	37,900	84,200
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (6号棟)		府中市新町2-57	62.1	1	40,000	90,400
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート (2号棟)		府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	74,600
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート (1号棟)		昭島市昭和町1-10	59.6	1	35,000	75,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	2	25,300	62,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (8号棟)		調布市国領町3-1	51.2	2	30,700	75,900
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート (1号棟)		調布市下石原1-15	55.9	1	33,800	82,000
一般都営	中層耐火	佐須町アパート (2号棟)		調布市佐須町4-1	62.1	1	39,700	91,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (7号棟)		調布市染地3-3	55.9	1	32,900	76,200
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (46号棟)		町田市森野2-2	55.9	1	32,600	77,000
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート (3号棟)		小金井市東町3-9	62.1	1	39,600	92,500
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (4号棟)		日野市新井842	37.7	1	16,900	34,600
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (7号棟)		日野市新井842	37.7	1	16,900	34,600
一般都営	中層耐火	日野新井アパート (10号棟)		日野市新井842	35.7	1	16,000	32,800
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート (4号棟)		日野市三沢1130-2	41.7	1	19,900	40,400
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (6号棟)		東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,600	75,800
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート (25号棟)		国分寺市南町3-9	59.6	1	37,900	102,000
一般都営	高層耐火	田無谷戸町二丁目アパート (7号棟)		西東京市谷戸町2-12	61.5	2	41,400	97,500
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (5号棟)		西東京市緑町3-8	60.5	1	38,000	83,300

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(3号棟)	西東京市北原町1-35	55.9	1	35,500	78,300
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(6号棟)	西東京市北原町2-12	58.1	1	36,800	81,500
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(17号棟)	西東京市南町1-2	48.1	2	28,800	65,900
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート(1号棟)	西東京市南町4-23	55.9	1	33,600	80,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(1号棟)	西東京市芝久保町4-25	51.1	1	31,700	70,000
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(3号棟)	西東京市北原町1-32	51.1	1	31,800	72,100
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(14号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29,900	65,100
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,200	78,000
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,500	87,000
一般都営	中層耐火	保谷本町六丁目アパート(1号棟)	西東京市保谷町6-1	61.5	1	42,400	90,000
一般都営	中層耐火	柳沢一丁目アパート(2号棟)	西東京市柳沢1-15	55.8	1	37,400	81,300
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート(1号棟)	狛江市東野川2-17	62.1	1	39,800	91,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(32号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	2	16,600	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	3	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(1号棟)	清瀬市松山3-11	51.0	1	29,400	61,100
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(11号棟)	清瀬市松山3-11	56.8	2	32,500	68,000
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(5号棟)	清瀬市竹丘1-5	55.9	1	31,500	64,500
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(6号棟)	清瀬市竹丘1-7	48.1	1	27,100	55,500
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(3号棟)	清瀬市松山3-14	56.8	1	32,800	70,200
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(3号棟)	清瀬市松山3-14	56.8	1	32,800	70,200
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(22号棟)	清瀬市松山3-14	48.1	2	27,900	59,500
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート(23号棟)	清瀬市元町2-25	51.1	1	30,300	63,800
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	53,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-4号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,500	32,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン東寺方団地(3-1-6号棟)	多摩市東寺方3-1	37.3	1	17,500	33,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-4号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-4号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-5号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	63,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(1号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	68,600

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート(3号棟)	稲城市大丸82	42.3	1	22,500	51,100

●東京都告示第千三百三十二号
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舛添 要 一

名称

位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

千石一丁目アパート
(18号棟)

江東区千石一丁目九番

高層耐火 三四・六平方メートル

五三戸

三三、五〇〇円

六〇、四〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

三一戸

三九、一〇〇円

七〇、六〇〇円

同右

同右

同右

四七・四平方メートル

八戸

四五、九〇〇円

八二、七〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

一一戸

四六、三〇〇円

八三、六〇〇円

同右

同右

同右

五七・一平方メートル

一九戸

五五、三〇〇円

九九、七〇〇円

桜上水五丁目アパート
(3号棟)

世田谷区桜上水五丁目三番

中層耐火

三四・六平方メートル

一二戸

三三、一〇〇円

七八、六〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三八、七〇〇円

九一、八〇〇円

同右

同右

同右

四七・四平方メートル

四戸

四五、四〇〇円

一〇七、七〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

同右

四五、七〇〇円

一〇九、一〇〇円

同右

同右

同右

五七・一平方メートル

同右

五四、七〇〇円

一二九、七〇〇円

桜上水五丁目アパート
(4号棟)

同右

同右

三四・六平方メートル

一六戸

三三、一〇〇円

七八、二〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三八、七〇〇円

九一、三〇〇円

同右

同右

同右

四七・四平方メートル

四戸

四五、四〇〇円

一〇七、三〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

同右

四五、七〇〇円

一〇八、五〇〇円

同右

同右

同右

五七・一平方メートル

同右

五四、七〇〇円

一二九、一〇〇円

桜上水五丁目アパート
(5号棟)

同右

同右

三四・六平方メートル

一二戸

三三、一〇〇円

七七、八〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三八、七〇〇円

九〇、九〇〇円

同右

同右

同右

四七・四平方メートル

同右

四五、四〇〇円

一〇六、七〇〇円

同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
相生町第3アパート (4号棟)	板橋区相生町二十三番	高層耐火	四七・八平方メートル	四戸	四五、七〇〇円	一〇八、〇〇〇円			
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	八戸	五四、七〇〇円	一二八、五〇〇円			
同右	同右	同右	三四・六平方メートル	二八戸	三〇、三〇〇円	六〇、三〇〇円			
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	一四戸	三五、四〇〇円	七〇、三〇〇円			
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	七戸	四一、九〇〇円	八三、四〇〇円			
同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	五〇、一〇〇円	九九、四〇〇円			
立川一番町五丁目アパート (4号棟)	立川市一番町五丁目八番地の 三	中層耐火	三四・六平方メートル	二五戸	二七、九〇〇円	五五、四〇〇円			
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三五戸	三二、六〇〇円	六四、七〇〇円			
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	五戸	三八、六〇〇円	七六、七〇〇円			

●東京都告示第千三百三十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年九
月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定によ
り告示する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	長延寺アパート (2号棟)	新宿区市谷長延寺町8	32.6	1	26,600
改良	高層耐火	白鬚東アパート (17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,900
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート (14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	31,100
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート (25号棟)	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,800
改良	中層耐火	西巢鴨二丁目アパート (25-1号棟)	豊島区西巢鴨2-25	42.3	1	35,300
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	2	29,600
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (2号棟)	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (3号棟)	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	中層耐火	町屋七丁目アパート (20号棟)	荒川区町屋7-9	39.0	1	28,300
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート (1号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート (2号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,700
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート (17号棟)	西東京市田無町7-11	48.1	1	29,000

●東京都告示第千三百三十四号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舩添 要一

名 称 位置 区画数

上沼田アパート駐車場 足立区江北四丁目二 二八区画
十一番

●東京都告示第千三百三十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舩添 要一

名 称 位置 区画数

桐ヶ丘アパート一〇四 北区桐ヶ丘一丁目一 一三二区画
駐車場 番ほか

相生町第3アパート駐 板橋区相生町二十三 一二区画
車場 番

府中矢崎町アパート駐 府中市矢崎町一丁目 七区画
車場 十二番

●東京都告示第千三百三十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舩添 要一

名 称 位置 区画数

立川一番町五丁目アパ 立川市一番町五丁目 一〇区画
ート駐車場 八番地の三

●東京都告示第千三百三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年八月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 公聴会を行う日時 平成二十七年九月八日(火曜日) 午後二時三十分から
- 二 公聴会を行う場所 坂浜コミュニティ防災センター 二階和室 稲城市坂浜九七四番地
- 三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係(東京都立川合同庁舎二階) 立川市錦町四丁目六番三号 電話〇四二(五四八)二〇五六
- 四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 千代田区九段南四丁目八番二十四号
 所氏名 学校法人日本大学 理事長 田中 英壽
 建築敷地 稲城市大字坂浜字十九号一三八二の一ほか
 地域地区 第一種低層住居専用地域
 等

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 大学施設(学生寮、増築
 及び用途 管理棟ほか) 大学の運動施設(学
 生寮ほか)

敷地面積 約五六、二一九平方
 メートル 増減なし

建築面積 約一、六二九平方メ
 ートル (合計約二、九六八
 平方メートル)

延べ面積 約一、九九三平方メ
 ートル (合計約五、二一四
 平方メートル)

構造及び
 階数 鉄骨造
 地上三階ほか

高さ 九・九五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第千三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条
 の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によ
 り、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であ
 るので告示する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町末吉一八五七番(次の図に示す部分に限
 る。)

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
 定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
 及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役
 場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 八丈島八丈町末吉二二七八番(次の図に示す部分に限
 る。)

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
 定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
 及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役
 場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 八丈島八丈町末吉一八六六番一、一八七二番一、一八
 七五番、一九一七番

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
 定める標準伐期齢以上のものとする。

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八丈島八丈町末吉一八八番・二二二番(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千三百三十九号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

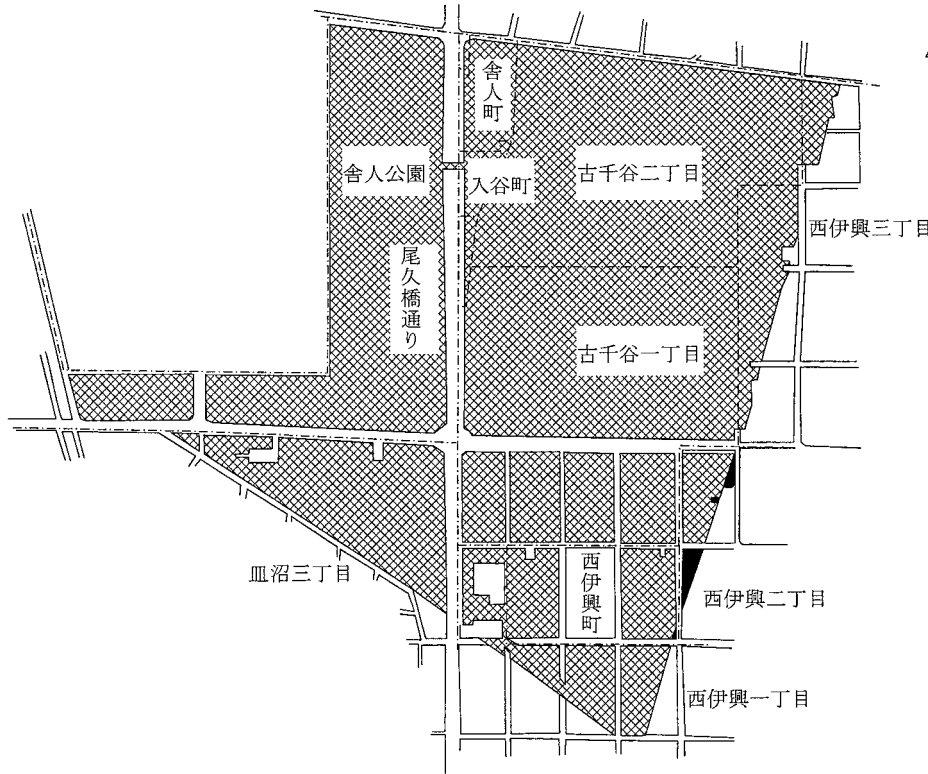
公園名 変更内容 変更年月日

東京都立舎人公園 別図(1)のとおり 平成二十七年九月一日

東京都立玉川上水緑道 別図(2)のとおり 同日

別図(1)

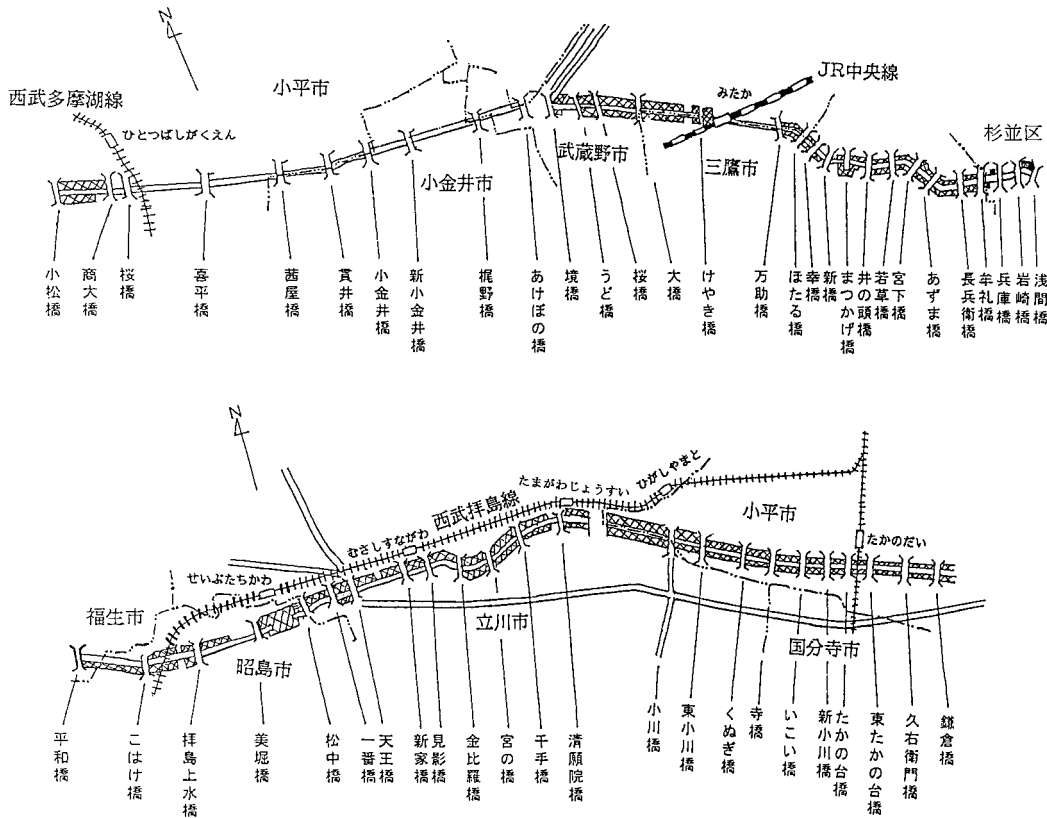
東京都立舎人公園 区域変更略図



変更箇所	面積	平方メートル
足立区西伊興二丁目及び西伊興町	六二九、四六七・一一	平方メートル
変更前の区域	二、〇二〇・一五	平方メートル
追加区域	六三二、四八七・二六	平方メートル

別図(2)

東京都立玉川上水緑道 区域変更略図



変更箇所	面積	平方メートル
杉並区久我山一丁目、久我山二丁目及び久我山三丁目	一三〇、六五三・五七	平方メートル
変更前の区域	二、六三二・五九	平方メートル
追加区域	一三三、二八六・一六	平方メートル

●東京都告示第千三百四十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定に基づき、二級河川の指定を変更するので、同条第六項において準用する同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舩添 要一

一 水系

古川水系

二 名称及び区間

(一) 名称

渋谷川

(二) 変更前の区間

上流端 渋谷区渋谷二丁目地先（宮益端上流端）

下流端 古川への合流点

(三) 変更後の区間

上流端 渋谷区渋谷二丁目地先（新渋谷橋）

下流端 古川への合流点

●東京都告示第千三百四十一号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、平成二十七年九月一日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舩添 要一

種類 名称

規模 所在地
栈橋 晴海ふ頭 八〇七・〇三メートルの 中央区晴海五

栈橋 うち一四・八五メートル 丁目四番地先

●東京都告示第千三百四十二号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、平成十七年東京都告示第三百二十七号で供用を中止した港湾施設について、次のとおり供用を再開する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舩添 要一

種類 名称

規模 所在地 再開年月日

栈橋 晴海ふ頭 八〇七・〇三メートルのうち九 中央区晴海五丁目 平成二十七年九月一日

三・一七メートル 四番地先

●東京都告示第千三百四十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 舩添 要一

一 免許年月日

平成二十七年八月二十日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 舩添 要一

代表者住所 世田谷区代田三丁目四十八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ平成二十六年の春分の満潮位（D.L. + 一・四八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基準点（漁港原点）（北緯三四度〇三分五

八秒、東経一三九度二八分四六秒）から八

五度一七分二秒一二三・一二メートルの

地点

②の地点 ①の地点から一九度二四分二〇秒二三・五

メートルの地点

③の地点 ②の地点から一五二度〇三分二一秒一一・

六四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一八一度四五分四八秒四・二

七メートルの地点

(三) 面積

一二七・二九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点（漁港原点）（北緯三四度〇三分五

八秒、東経一三九度二八分四六秒）から九

四度五五分一八秒九六・四〇メートルの地

点

②の地点 ①の地点から一九度二四分二三秒六四・三〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一〇九度二四分二三秒三八・七四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一九九度二四分二〇秒六四・三〇メートルの地点

(三) 面積

二、四九〇・八五平方メートル

五 埋立地の用途
漁港施設用地

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 事業所の所在地 取消年月日
氏名 大巻給油 株式会社 八木 康雄 八王子市桐田町百 九十八番地の一 平成二十七年 七月三十一日

採石業務管理者試験の実施について

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条

の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十七年八月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 試験日時

平成二十七年十月九日(金曜日) 午前十時から正午まで

で

二 試験会場

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都庁第一本庁舎北塔四十二階特別会議室A

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

イ 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水

処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び

廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術

的な事項)

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

平成二十七年九月七日(月曜日)から同年十月七日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する

条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支

庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成二十七年九月二十九日(火曜日)から同年十月七日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する

条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無

背景のもの)

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千円

問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

電話〇三(五三二)〇四六七〇

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001